

私たちの活動を応援してください

認定 NPO 法人への寄付は、寄付金控除の対象です！

「ホスピスケアを通じた地域づくり」に取り組む私たちの活動は、その公益性が東京都より認められ、『認定 NPO 法人』となりました。

私たちは、ホスピスケアの理念を携え、「住み慣れた街で最期まで生きて逝く」をこれからも支えてまいります。

当法人へ 3,000 円以上のご寄付・賛助会員費をいただいた支援者の方は、確定申告を通じて所得税・個人住民税など、優遇税制の適用を受けることが可能です。 ※概要最終ページ

認定法人
約1,200

NPO総数
5万超

認定 NPO 法人コミュニティケアリンク東京 【30 生都管第 533 号】 理事長 山崎 章郎

〒187-0012 東京都小平市御幸町 131 番 5 号 ☎042-321-5985 ・ fax 同 5982

※認定期間 2018.7.27～2023.7.26 (5 年ごとに更新)

※法人役員からの寄付、正会員の年会費は寄付控除の対象になりません。

どんなことにご寄付を使用しているかは、次のページをご覧ください。

郵便局からの払込の場合…

口座記号番号 00100-1-279489

加盟者名 (特)コミュニティケアリンク東京

※払込取扱票の通信欄に「寄付金として」とご明記ください。



銀行からのお振込の場合…

ゆうちょ銀行 店名 〇一九店 (ゼロイチキューウ店)

口座 当座 ・ 0279489

名義 特定非営利活動法人コミュニティケアリンク東京

寄付金は法人定款に基づいた次の事業のために使用しています

1. 在宅療養支援・在宅ケア事業

介護保険など、制度上の取り組みだけでは、ケアの限界が生じることがあります。自立(自律)と尊厳を守るホスピスケアを実践するため、ご寄付を活用しています。

① 【デイサービス事業 (地域密着型 通所介護)】

必要とするケアの重さに関わらず、本人が社会交流を持ち、想いや考えが尊重されるケアを提供することが、私たちの願いです。

ケアタウン小平デイサービスセンターは、地域のボランティアの協力を得ながら、要介護状態にある方や、医療的ケアを要する重症者も受け入れています。在宅療養の継続には、介護者のレスパイト(介護休息)が欠かせません。しかし、重度な状況にある方々を受け入れられる通所施設が、地域社会に少ないことから、私たちのその役割は大きいと認識しています。

そして、その役割を担うために、介護保険制度による施設基準を上回る、手厚い人員配置を行っています。そのため、介護報酬による収入だけでは不足する分に対して、ご寄付を活用させていただきます。



小学校授業協力

② 【居宅介護支援事業(ケアマネジメント)】

当法人のケアマネジメントの特徴は、機動性を求めた、通常ではめずらしいヘルパー事業を併設しない ケアマネジメントセンターです。そうした運営形態を維持するため、運営にかかる不足分について、ご寄付を活用させていただきます。



医療・看護の要請に基づき、素早く、適切に対応をするということです。それは、がん末期の方を数多く担当するケアタウン小平チームの特徴を、地域の訪問介護士、福祉用具、訪問入浴などの介護サービスと連携させるために欠かせない役割であり、ケアタウン小平チームのケアの質を保つことにつながっています。

2. 子育て支援事業 / 文化スポーツ倶楽部事業

絵本文庫、あそびと表現活動「集まれ子ども広場」、ヨガやアロママッサージサロン活動費、これらの拠点となる「アトリエ・絵本の部屋」の維持管理にご寄付を活用しています。

なぜ、在宅ケアの場所で、子育て支援？

ホスピスケアは、人間の自立（自律）と尊厳をまもるための活動です。高齢者や病気の方だけにとどめず、地域で生活する親子にも、何かよりどころとなれる活動をしようと思いました。

新たな地域ケアの担い手へとつなげたい！



集めた落ち葉でなにをする？



ケアタウン運動会

多くのボランティアとの協働のもと成り立つホスピスケア。これを将来につなげるためには、次世代や子育て世代と日頃から関わっていくことは、非常に大切なテーマなのです。

3. 地域のボランティア育成事業

ホスピスケアの「ボランティアとの協働」という理念を実践・継続するため、活動に係る材料や、ボランティア室の維持管理のために、ご寄付を活用しています。



<ホスピスケアにボランティアは必須>

老いや病により直面する利用者の悩みや悲しみ、そして日々の出来事に対して「耳を傾け、理解し、ふれあう」ことを大切にするケア。最後まで自立（自律）と尊厳を持って生きることを支えるケア。それが、ホスピスケアです。

「その人らしさを支える」ために、専門性を持ったケアのみならず、日常や社会とのつながりを感じさせてくれる存在（＝地域の方）が必須です。

私たちは、職員とボランティア（2019. 5月時点 103名）が、個性と責任と目的を共有し、ケアにあたります。

ボランティア自身も、ケアタウン小平を舞台に、自らの将来を考える機会や、活動を通じた新たな出会いなど、地域生活の充実につなげます。



寄付金の最大50%が税額控除＝減税されます

●個人が寄付をした場合 ※制度上、賛助会員の年会費も寄付金とみなされます

個人が仮認定または認定 NPO（以下認定 NPO）に寄付をした場合、確定申告をし、領収書を添付して「寄付金控除」の欄に金額を記入すれば、税金の還付を受けることができます。所得税のほか、住民税を含めると最大で約50%の税額控除が受けられます。

・所得税

控除額の算出方法：「税額控除」方式と「所得控除」方式の2つの方式があります。

どちらかを選択することができます。※控除を受けられる寄付金額は、年間総所得の40%が限度

税額控除方式（所得金額に関係なく原則的に減税額が同じ。2012年からの新方式。）

$$(\text{寄付金額} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \text{税額控除額} \quad ※2$$

所得控除方式（従来方式。一般的に所得が多いほど有利。）

$$(\text{寄付金額} - 2,000 \text{円}) \times (\text{所得金額に応じた税率}) = \text{所得控除額} \quad ※2$$

※2：控除税額の上限は所得税額の25%を限度

・個人住民税

お住まいの自治体によって異なりますので、お問い合わせください。【以下東京都の場合】

住民税の税額控除を受けられる寄付金額の上限は、総所得金額の30%

$$(\text{寄付金額} - 2,000 \text{円}) \times 10\% \text{（都民税} 4\% + \text{市区町村民税} 6\% \text{）に相当する金額}$$

【新適用】認定 NPO 法人に対する以下の寄付が、新たに優遇税制として適用

☆「相続財産による寄付」に対する優遇制度 <概要>

相続した財産のうち、相続してから一定期間内（申告期限10ヶ月内）に、認定 NPO 法人に寄付をすれば、その同額が相続税の課税対象から除かれます。かつ、その年に発生する所得税、個人住民税に対する寄付金控除の対象にもなります。

☆「遺贈寄付」に対する優遇制度 <概要>

生前、遺言書等により意思表示されていた寄付を、遺言執行者が実行した場合、寄付した分の金額は、相続税の課税対象になりません。

法的な手続きが関連いたします。制度に関する詳細は、税務署にてご確認ください。